

公益財団法人 全日本スキー・スノーボード連盟 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟と称し、
英文表記は SKI AND SNOWBOARD ASSOCIATION OF JAPAN(略称SAJ)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国におけるスキー界及びスノーボード界を統轄し、
代表する団体として、スキー及びスノーボード（以下「スキー等」という。）
の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目
的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スキー等に関する調査・研究
- (2) スキー等に関する検定会・講習会等の開催
- (3) スキー等に関する検定会・講習会等をこの法人に所属する加盟団体、所
属団体、スキー学校等に委託して開催するもの
- (4) スキー等に関する指導者及び公認資格者の養成及び認定
- (5) スキー等に関する全日本選手権大会の開催及びその他の競技会の開催
- (6) スキー等に関する競技者の育成・強化
- (7) スキー等に関する国際競技大会等及び世界指導者会議に対する代表者
の選定並びに派遣
- (8) スキー等に関する安全対策及び傷害防止対策の樹立並びにスキーヤー及
びスノーボーダーの安全を図ること
- (9) スキー等の競技施設及び用具の認定
- (10) スキー等に関する競技規則及び資格規程の制定
- (11) スキー等に関する年鑑その他の刊行物の発行
- (12) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構及び公益財団法人日本アンチ・ドーピ
ング機構に対し、スキー界及びスノーボード界を代表して加盟すること
- (13) 国際スキー・スノーボード連盟(略称 FIS)、アジアスキー連盟(略称 ASF)
及び国際スキー教育連盟(略称 ISI)に対して、日本のスキー界及びスノー
ボード界を代表して加盟すること
- (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事(以下、「会長」という。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の制限)

第9条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員40名以上60名以内を置く。

2 評議員は、理事、監事又は使用人を兼務することはできない。

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員の選任及び評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、

退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度10月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、開催時出席評議員の中から評議員会において決定する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席者の代表2名以上が、前項の議事録に署名又は記名、押印する。

第6章 役員（構成）

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の理事の中から副会長2名又は3名、専務理事1名、常務理事7名以内を置くことができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事、監事は相互に兼務することはできない。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本連盟の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員 に対する 報酬等)

第26条 理事及び監事に対しては評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) その他法令及びこの定款で定められた事項

(招集)

第29条 理事会は、毎年4回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集する。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提

案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思

表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名又は記名、押印する。

第8章 名誉会長、顧問、参与及び会友

(名誉会長、顧問、参与及び会友)

第33条 この法人には、任意の機関として、名誉会長、顧問、参与及び会友若干名を置くことができる。

2 名誉会長は、この法人の会長であった者で、理事会及び評議員会の推薦に基づき、会長が委託し、名誉会長は、この法人の重要事項について会長に参考意見を述べることができる。

3 顧問は、この法人の副会長であった者及びスキー又はスノーボードに関する功労者のうちから、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長の相談に応じ、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

4 参与及び会友は、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱し、必要により理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

5 名誉会長、顧問、参与及び会友は、無報酬とする。

第9章 専門委員会及び特別委員会

(専門委員会)

第34条 この法人の事業遂行上のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、専門委員会を置くことができる。

2 前項の規定による委員会の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

(特別委員会)

第35条 この法人の事業遂行上必要な特定事項の調査、調整等を行うために、理事会の議決に基づき、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第10章 加盟団体及び会員登録

(加盟)

第36条 次の各号に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2以上の議決を得て、加盟団体となることができる。

- (1) 都道府県を単位とするスキー等の連盟
- (2) 全国的に組織されたスキー等の競技に関する団体

(資格喪失)

第37条 加盟団体は、次の各号の一に該当する事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第38条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届けを提出し、理事現在数の過半数の議決を得なければならない。

(除名)

第39条 加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその加盟団体に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷付け又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (3) 次条の負担金を2年以上滞納したとき

(負担金)

第40条 加盟団体は、理事会及び評議員会の議決に基づき、別に定める負担金を、毎年納入しなければならない。

2 既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員登録)

第41条 この法人から会員として認定を受けようとする者は、この法人に登録をしなければならない。

2 会員登録に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条についても適用する。

(解散)

- 第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

- 第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は鈴木洋一とする。
- 4 所在地変更の登記の日から施行する。
- 5 第1条の規定の変更は、令和8年8月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生日をもって自動的に削除されるものとする。

- 6 令和8年8月1日以降会計基準変更までは、公益目的取得財産残額の算定について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。なお、本附則は、令和8年8月1日以降会計基準変更後に自動的に削除されるものとする。

平成28年10月16日 改正
平成30年 7月21日 改正
令和 5年10月22日 改正
令和 7年10月18日 改正